第2回 高齢者虐待対応専門職チーム 経験交流会

報告書

日時:2012年4月14日(土)13:00~17:00

場所:弁護士会館2階クレオA

主催:日本弁護士連合会・日本社会福祉士会

LΕ	次】																												
1,	プロ	グラ	۸.	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	р	2
2,	基課	報告	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p	3
3,	パネ	ルデ	ィス	、力	ツミ	ショ	ン	の	ま	بح	め	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p	8
4,	資料	. •	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p	1	2
	・高	香鍧	虐待	校	応	事門.	職	チ	_	A	の []]	取	IJ	組	み	に	翼	す	る	調	查	結	果						

日本弁護士連合会・日本社会福祉士会

高齢者虐待対応専門職チーム経験交流会・プログラム

(敬称略)

	(3/13/14)
開会挨拶	日本弁護士連合会
(5分)13:00-13:05	
来賓挨拶・行政報告	厚生労働省老健局 高齢者支援課 認知症対策・虐待防止対策推進室
13:05-13:45	室長 勝又 浜子
	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域移行・障害児
	支援室
	室長 辺見 聡
基調報告	日本社会福祉士会・権利擁護委員会
13:45-14:00	委員長 西島 善久
休憩	
14:00-14:10	
シンポジウム	虐待対応専門職チームの運用における課題と施設内虐待・障害者虐待
	の取り組み
【前半】	
14:10-15:00	【メンバー】
【後半】	コーディネーター 小山操子(大阪弁護士会)
15:10-16:55	シンポジスト
) 専門職チーム
	・兵庫(社会福祉士:黒瀬吉史(高齢者虐待対応委員会委員長)
	・宮崎(弁護士:新井貴博)
) ユーザー
	行政
	・千葉県健康福祉部高齢者福祉課在宅福祉推進室
	副主幹 原見 律子
	・上尾市元高齢介護課
	主事 佐野 友美
	浜松市地域包括支援センター和地
	・社会福祉士 山口 博美
閉会挨拶(5分)	日本社会福祉士会
16:55-17:00	

基調報告

1,本経験交流会の目的

虐待対応専門職チームの6年の活動実績を踏まえて,活動経験について情報交換し, 各地における活動の一層の推進を図る。

- ・地域の専門職チームにおける運用上の課題と対応について検証する。
- ・専門職チームの担い手の確保やスキルアップのための活動について意見交換を することにより、活動水準の向上を図る。

施設内虐待への対応のあり方について, すでに対応をしている地域から報告を受けるとともに, 未対応の地域における対応体制の整備を図る。

障害者虐待防止法の施行に伴い、虐待対応専門職チームの役割や市町村との連携のあり方について情報交換をする。

2 ,これまでの確認事項

(1)専門職チームとは(2006年設置の呼びかけ)

専門職チームは,養護者による高齢者虐待対応について,市町村・地域包括支援センターが適切な対応をするための仕組を確立するとともに,市町村・地域包括支援センターの担当者が具体的な対応を適切に実施するため,高齢者虐待に精通した弁護士と社会福祉士からなるチームが,それぞれの視点から担当者に助言を行い,対応力を高めることを目指して創られた。

(2) スタンダードモデル(2009年経験交流会)

2009年の第1回経験交流会で,専門職チームの活動のスタンダードなモデルを提示した。

チームとして助言にあたること

2つの異なる専門職の視点と発想で客観的に助言をすることにより(弁護士:虐待対応における法的な枠組に関する助言,社会福祉士;虐待対応の実践方法に関する助言), 実効性のある役割を果たすことができる。

助言者(アドバイザー)であること

チームによる助言により,責任主体である市町村・地域包括支援センターが虐待対応に関する力をつけることを目指す。従って,助言者(アドバイザー)としての立ち位置を堅持する。

個別のケース会議を通じた助言であること

個別の事例を通して,市町村・地域包括支援センターの高齢者虐待に対する仕組を確立し,同時に事例について適切かつ具体的な対応策を検討することを目指す。従って,チームの助言は,個別のケース会議を通じた助言を中心とする。

市町村との契約に基づく助言を目指すこと

多くの都道府県では,都道府県の権利擁護等推進事業の予算を活用し,同事業の受託

に基づき,市町村や地域包括支援センターに専門職チームを派遣している。都道府県による市町村支援というスキームは,専門職チームの活動基盤を拡充したという点で評価に値する。しかし,高齢者虐待への対応を,実効性があり恒久的なものとするためには,高齢者虐待の責任主体である市町村との契約を進める必要がある。

2009年に示したスタンダードモデルは,専門職チームの機能をより効果的に果たす上での基本的枠組みであり,引き続き堅持,追求すべきものである。

3,専門職チームの現状と課題

(専門職チームの活動状況については,2011年12月の社会福祉士会の調査(資料1)による。都道府県の表示は「県」に統一。)

(1)未設置都道府県での設置

設置状況

専門職チームの設置については、「設置済み」が37県、「設置予定」が1県(2012年4月予定)となっている。「設置済み」は2010年度調査に比べて2県増えている。 現在専門職チームが設置されていない(検討中)ところが9県となっている。その理由としては、「チーム登録者等人材難」とするものが3県、「ニーズ不明」とするものが4県、「行政の協力が得られない」とするものが2県となっている(複数回答可)。

調査時点	設置済み	設置予定	検討中	不明
2008年8月	23	4	19	1
2010年9月	35	1	11	
2011年12月	37	1	9	

専門職チームが設置されていない県では,引き続き設置を目指した取り組みを行う必要がある。

第1に両会の協議を引き続き行い設置に向けた具体的目標を立てる必要がある。また,未設置のところの中には,虐待対応に関して行政と両会の部分的な協力・連携がとれているところもあるが,専門職チームの機能(チームとして,ケース会議を通じた,具体的アドバイス)を再度行政に説明し,その機能を既存の枠組みに組み込むことを働きかけることが必要となる。

未設置支部の取り組みを促進するため、全国レベルの支援体制を検討する。

・調査によれば、未設置県においては両会の合同の話し合う場がないとするところが 6 県ある。これらの県に対しては両会の委員会が関与し「協議の場」を設定することも 検討する必要がある。この中で、専門職チームの意義や役割について両会の県レベル で共通の認識を得られるように支援する。

・専門職チームについての行政の理解を促すため,両会の委員会の関与や共同での働き かけも検討する。

(2) 市町村契約の促進と都道府県との契約, 事業受託

事業の実施状況

専門職チームの活動状況は以下となっている。

<市町村との契約>

設置済み37県中,「市町村との契約」は13県で2010年度と変わっていないが, 契約市町村数は倍増している。(契約市町村数が10を超えている県は,大阪14,岡山 15,愛媛11,福岡46,熊本12)

<県事業の受託>

設置済み37県中,「県事業の受託等」が22県(2010年度18県)となっている。 受託額は,幅があるが,100万円超が6県となっている。

	都道府県等からの受託	市町村との契約			
	即追例系等からの支託	県の数	契約市町村数		
2008年度	13	4	41		
2010年度	18	13	62		
2011年度	22	13	129		

・ケア会議への派遣実績の多い県:

都道府県契約:岩手:月1回,千葉3回,静岡5回,鳥取4回,広島8回,宮崎5回 市町村契約:滋賀4回,大阪47回,兵庫5回,岡山:自治体毎に月1回,広島6回,福岡1 3回,大分3回

専門職チームの事業のベースは,現在のところでは,市町村との契約によるところより も都道府県事業の受託によるところの方が多くなっている。

事業のベースをいずれに置くかについては、それぞれの地域で行政との関係を踏まえて判断すべきであるが、スタンダードモデルで示した「高齢者虐待への対応を、実効性があり恒久的なものとするためには、高齢者虐待の責任主体である市町村との契約を進める」ことを基本とする必要がある。

市町村との契約を推進するためには、その財源が問題となる場合が多い。市町村における財源確保の一つの方法として、現在の高齢者権利擁護等推進事業の実施主体を都道府県から市町村に拡充することを国に働きかけていく必要がある。

(3)専門職チームの体制強化

調査では,専門職チームの課題としては,登録メンバーのアドバイス力の向上を挙げる ところが一番多くなっている。

<専門職チームの課題>

登録メンバーの確保	18
派遣メンバーのコーディネート	19
登録メンバーの専門的助言力の向上	26
事務局体制等	21
都道府県,市町村に対する一層の働きかけ	22

登録メンバーの質の向上については,両会ともに登録員のための研修を全国段階でも実施しているところである。

・日本弁護士連合会:高齢者虐待防止アドバイザー研修08年度(115名),11年度(125名)

・日本社会福祉士会:高齢者虐待対応専門研修(アドバイザーコース)

08年度(66名),09年度(69名),10年度(72名), 11年度(震災で中止)

また,都道府県段階でも,研修会や学習会が行われており,両会の定期的協議も概ね実施されている。今後は,合同事例検討会や助言事例の検証等を通じて,登録メンバーの力量を向上させていく必要がある。

登録メンバーの確保やコーディネート体制の整備では、都道府県域全体へのアドバーザーとして派遣するメンバーの日程調整の困難さ等が指摘されている。事務局体制も含め、引き続き体制整備が課題となっている。

チーム活用についての行政の認識には地域格差があるのが実情であるが,行政への働きかけのツールとして日本社会福祉士会が日本弁護士連合会の協力を得て開発した「養護者による高齢者虐待対応の手引き」「高齢者虐待対応帳票」を積極的に活用することが可能である。

また,行政と連携した研修会の実施や講師派遣等の協力を進めていく必要もある。この 面では日本社会福祉士会が都道府県社会福祉士会を実施主体として全国的に展開している 「高齢者虐待対応現任者標準研修」の活用が考えられる。

<チーム活用についての行政の認識>

活用に積極的な行政が増えている	9
専門職チームについての理解が乏しい	15
理解はあるが,予算的に厳しい	16
その他	8

(4)専門職チームの活動範囲の拡大

専門職チームは,養護者による高齢者虐待対応へのアドバイザーの派遣としてスタート し,一定の経験を蓄積してきている。

一方,養介護施設従事者による高齢者虐待対応については,市町村,都道府県における対応が十分とは言えない状況も浮かび上がってきている。また,障害分野においては,障害者虐待防止法の本年10月から施行を踏まえた体制整備が都道府県,市町村で開始されている。

このような状況の中で,専門職チームの活動の範囲について検討が必要な時期に来ている。

高齢者施設虐待,障害者虐待においても,事実確認,虐待の有無や緊急性の判断等において専門的アドバイスが必要となる場面が多いことが予想され,専門職チームの活用が効果的である。

専門職チームを施設虐待や障害者虐待の分野に拡大することについて,調査では,「すでに取り組んでいる」「取り組みたいとするところ」が約40%強ある一方で,「当面そこまで手が回らない」とするところが15%強あった。

	高齢者施設虐待	障害者虐待
すでに活動の対象に組み入れている	9	7
その方向に賛成であり,事業化に取り組みたい	7	8
まずは,両会で検討してみたい	14	16
必要性は感じるが、当面そこまでは手が回らない	6	5
今のところ必要性を感じない	0	0

参考資料

専門職チームに関する取り組み調査結果(2011年12月,日本社会福祉士会)

高齢者権利擁護等推進事業実施要綱

障害者虐待防止対策支援事業実施要綱

養護者による高齢者虐待対応の手引き

高齢者虐待対応帳票

養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修

障害者虐待権利擁護・虐待防止指導者研修

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(2012年2月23日)資料より 高齢者虐待防止に向けた取り組みについて(平成24年4月3日事務連絡)

シンポジウム

はじめに

専門職チーム発足後,2009年10月に第1回の経験交流会が開催された。同交流会では,チーム発足後3年を経過し,チームの目的と立ち位置を再確認し,「チームの役割と検証」のテーマでシンポジウムが行われた。そこでは,しがらみのない専門職がそれぞれの視点で分析,検討していくことに意義があること,チームの目的が,現場の市町村や地域包括支援センターが虐待対応の力をつけていくことにあること,個別の事例について具体的な対応策を関係者で検討し,それに対し助言していく仕組みが必要であることが確認された。

第1回交流会からさらに3年が経過し,個別ケースについて会議が開催され,そこにチームが参加して助言するという専門職チームの活動が全国的に一定程度定着してきた中で, 第2回経験交流会が2012年4月14日,弁護士会館クレオにて開催された。

同交流会開催の目的は以下の点であった。

(目的)

- 1 (在宅)高齢者の虐待対応専門職チームの活動のなかで見えてきた課題とそれにたい する対応についての各地の経験を交流する。
- 2 今後,施設内虐待対応の活動をどのように進めるか,すでに,着手している地域の経験を学ぶ。
- 3 障害者虐待防止法の施行を控えて,障害者虐待対応の活動をどう進めるか,すでに着 手している地域の経験を学ぶ。

(シンポジスト)

- 1 専門職チームを利用する立場から
 - · 千葉県健康福祉部高齢者福祉課在宅福祉推進室 原見律子氏
 - ・上尾市元高齢介護課 佐野友美氏
 - ・浜松市地域包括支援センター和地 山口博美氏
- 2 専門職チームの立場から

兵庫県社会福祉士会 黒瀬吉史氏

宮崎県弁護士会 新井貴博氏

第1 各地の取り組み状況の報告

シンポジウムでは,最初に各シンポジストが活動状況について報告した。

利用する側の3人のシンポジストの報告からは,専門職チームの助言により対応に不安がなくなった,困難なケースへの対応が可能になった等の積極的評価を受けた。また,チ

ーム側の2人のシンポジストからは,広い圏域のなかで,工夫しながら会議に出席し助言 していること,担い手も多くない困難な状況のなかで活動する中,市町村のチームの役割 を期待する声も聞かれるとの報告がなされた。

他方,課題としては,派遣実績,契約実績の伸び悩み,タイムリーな会議の開催の必要性とそれに対応できる体制の整備,助言内容の問題,会議後の対応(検証など)が指摘された。これらの点について,その後,パネリストで議論した。

第2 派遣実績や契約実績について

まず第一点目として,契約はしているが派遣数が少ない,契約する市町村が増えていかないという課題について検討した。

利用する側の立場から,現場では弁護士や社会福祉士の専門的な助言を得たいとのニーズがあること,ただし,行政には,内部で処理し解決をせんとする意識が働き,外部に事案が知られることや外部からの助言を好まない傾向があったり,困難な事案だという認識に欠けていたりすることが指摘された。また,弁護士への要望としては,弁護士にアクセスすることが困難であることから,弁護士の助言を得ることができる機会の提供がほしいとの指摘がなされた。

これらの問題を解決するには,市町村に対し,具体的なケースで,専門職チームの助言がどのように現場の対応に役立つのかがわかるような機会を設けること,弁護士会による,弁護士に身近に相談できる機会の設定などが必要であることが示唆された。

第3 タイムリーな会議の開催の必要性とそれに対応できる体制の整備について

タイムリーな会議の開催を行うには,チーム側の体制の問題のひとつとして,担える人材の確保(質量ともに)が必要であると認識されており,そのために研修の開催,専門職種の連携の機会の場の設定が行われていることが報告された。また,広い面積を有する県では,弁護士会の各支部を利用して対応していることが報告された。チーム側の体制の問題として,事務局体制の整備(当番制を採用しない地域では派遣依頼に基づいて人員を確保するため事務局体制の整備が不可欠であると考えられる),当番制の導入も今後検討の視野にいれていく必要があることが示唆された。

さらに,利用者側の課題としては,的確な時期における会議の開催が要請されている。

第4 助言する内容について

利用する側の報告の中では,助言には,ケースの理解が必要,行政の考え方を理解しての助言が必要との課題が提起された。確かに,助言に制度の理解や行政が陥りやすい考え,たとえば措置に対する消極的な考えを持っていることなどを理解して会議に臨むことが必

要であり、事案の家庭環境や家族関係、成育歴にも着目した助言をする必要があるなど、 専門職チームの助言する上での力が問題となると思われる。

助言の質を確保するために具体的にどのような方法をとっているかについて,チーム側から発言がなされた。

ケースを終結に向かわせるには,検討を必要とすべきことがらについて,的確な時期に,適切に方針を決定して実行し,実行した結果に基づいてアセスメントや方針の見直しを行う必要がある。専門職チームの助言はまさに,市町村がこれらを行うことを後方支援する役割を果たすべきである。したがって,専門職チームの助言は,虐待防止法の解釈適用の部分のみにとどまらず,今,虐待対応のいかなる段階なのか,何を検討すべきなのか,検討するにあたり,法をどう考えるべきか,当事者の関係をどのように考えるべきかなどの点に及ぶ。そして,その際,行政が陥りやすい考え方に留意し,方針の実行後生じる事態を予測した助言を行う必要がある。

そのためには,研修を開催するだけではなく,具体的な事案を振り返るため会議を行って検証を行い,何を意識して,どのような助言を行うべきなのか,具体的に検討していくことが有用である。

第5 会議後のフォローについて

これまで専門職チームのスタンダードモデルは,個々の事案について開催される会議で助言し,市町村などの対応を後押しすることを想定してきたが,今後,会議でのアドバイス終了後の課題として検討すべきことは何かについて議論した。

この点は助言の質の確保の問題とも関連している。チームは,会議に参加し助言した後,そのケースが会議で出された方針にしたがって対応されたか,対応された結果どのような事態となったかを知ることがないのがこれまでのほとんどの例である。そうすると,助言が適切だったのか,新たに生じた場面における何らかの助言が必要かについて知る機会がない。チーム側としては,自分たちの助言が適切であったかを検討すること,虐待対応は終結までの一定期間,市町村の対応が求められるものであるから,その後の対応についてフォローアップする必要がないか確認すべきではないかという点について問題提起がなされた。

また,利用する側としても助言内容の適切さの検証を行うとともに,過去のケースの経験を今後のケースに生かすために,検証とそれをもとにした研修の開催の必要性が認識されていることが報告された。

第6 施設内虐待に対する取り組み

これまで専門職チームの活動は、養護者による高齢者虐待が中心であった、しかし、現 に、養介護施設従事者による虐待の報道があとを絶たない。今後の取り組みについて意見 を交換した。 養介護施設従事者による虐待について対応を行った先進県の報告を受け、養護者による虐待と異なる特徴、その点について留意の上、助言する必要のあることが認識された。

第7 障害者虐待に対する取り組み

高齢者虐待対応専門職チームのスキームが障害者虐待対応にも活かせるのではないかと の観点から,取り組みを始めている県からの報告があった。

障害者虐待防止法が2012年10月に施行されることから,高齢者虐待対応専門職チームのスキームを生かして,障害者虐待にも対応していくことが求められている。ただし, 高齢者虐待とは異なる場面で虐待が生じること,対応すべき機関や関係機関が異なること, 障害者の障害特性に配慮すべきことなど検討すべき課題もあることが確認された。

おわりに

今回のシンポジウムでは,虐待対応の責務を負っている市町村に専門職チームへの理解がない,広域であるが会議に出席して助言しなければならない,担う人材が十分でないといった,チームの活動に一定の困難を伴うところでも,各地で工夫しながら活動をしていることに参加者は触発された。そして,専門職チームとして活動する上での今後の課題が明確になり,課題を解決する実現する方法の検討がなされた。

専門職チームの有用性をアピールする際には,市町村が陥りやすい認識や考えに留意し,専門職チームの助言を得ることにより,課題が整理され,対応がどのように進むのかを具体的に示す必要があると同時に,さらに助言をより適切なものとしていくことや助言後のフォロー,助言の的確性を検討するための事後的な検証が必要であることが確認された。

さらに,これまで取り組まれていた養護者による虐待に加え,今後,施設内虐待や,障害者虐待防止法の施行を10月に控え,障害者虐待にも取り組んでいくべきこと,その際,高齢者虐待対応専門職チームの取り組みが生かされることを確認した。

以上

高齢者虐待対応専門職チーム の取り組みに関する調査結果

調査の概要

- 1,調查目的
 - ①虐待対応専門職チームの現在の取り組み状況を把握する。
 - 設置支部の活動実態
 - ・未設置支部の状況
 - ②専門職チームの活動対象を施設虐待及び障害者虐待の分野にも拡大することについての意向を把握する。
- 2. 調査内容 別紙調査票参照
- 3, 調査対象 都道府県社会福祉士会
- 4, 実施方法 調査票の送付
- 5, 実施時期 2011年11月~12月
- 6,回答47都道府県社会福祉士会(電話回答1、回答率100%)

2012年4月14日

日本社会福祉士会·権利擁護事業委員会

and the second contraction	11	設置済み	設置予定	検討中	備考
		μχ <u>μ</u> ζ μ. γ.	KE / K	150113	y : <u>2</u>
1	北海道			0	
	青森	平成23年7月			
3	岩手	(平成19年9月)			高齢者総合支援センターの権利擁護相 談部門における共同実施
	宮城	平成19年6月			
	秋田			0	
6	山形	平成19年			
	福島	平成22年4月			
8	茨城			<u> </u>	
9	栃木			0_	
10	群馬	平成21年3月			
11	埼玉	平成20年3月			
12	千葉	平成22年4月			
13	東京			0	
14	神奈川	立中10年10日		<u>U</u>	
15	新潟	平成19年12月 平成22年4月			
10	富山				
10	石川 福井	平成21年9月 平成19年9月			
10	山梨	平成19年9月			
	長野	干灰20平4万		0	
21	岐阜	平成20年8月			
	静岡	平成19年8月		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	愛知	平成22年1月		<u> </u>	
24	三重	平成20年1月			
	滋賀	平成21年8月			
	京都	1 /2021 7 073	平成24年4月		
	大阪	平成18年	1 // / / / / / / / / / / / / / / / / /		
	兵庫	平成18年7月			
	奈良	平成19年2月			
30	和歌山			0	
31	鳥取	平成20年4月			
32	島根	平成19年6月		7, 2011//	
33	岡山	平成19年4月			
	広島	平成22年3月			
35	山口	平成19年4月			
36	徳島	平成23年3月			
37	香川	平成20年4月			
38	愛媛	平成21年4月		ļ	
39	高知	平成18年10月		ļ	
40	福岡	平成19年10月			
41	佐賀	平成22年7月			
	長崎	平成22年4月		 	
	熊本	平成22年8月		<u> </u>	
	大分	平成22年4月 平成21年9月		 	
	宮崎 鹿児島	十八八十岁月		0	
	沖縄	平成20年7月		 	
4/	八十万电			<u> </u>	
homesenkoudhes		37		<u> </u>	

質問2専門職チームの活動状況について (1)①登録メンバー

		①登録メンバー			②研修、学習会等	③連絡会定期開催
	支部	社会福祉士	弁護士会	その他		
		人数	人数	人数	1.有 2.無	1.有 2.無
2	青森	3	15	······································	1	1
3	岩手	21	10		2	2
4	青森 岩手 宮城	8	15		2	1
6	川形	8	4		2	1
7	福島	14	16		1	1
10	群馬	9	10	10	1	1
11	埼玉	42			1	1
12	千葉	14			2	1
15	新潟	7	12		***	1
	富山	12	3		1	2
17	石川	18	9		1	1
18	福井	9	20		2	1
19	山梨	5	21		1	2
21	岐阜	9	2		2	1
22	静岡	10	30		1	1
23	愛知	13	18		1	1
24	三重	14	10		1	1
25	滋賀	10	10		1	1
27	大阪	28			1	1
28	兵庫	23	32		1	
29	奈良	7	5		2	1
31	鳥取	27	25	20	1	2
32	島根	16	15		2	1
33	岡山	8	6	※司法書士、 行政書士、税 理士も参加。	1	1
34	広島	12	20		1	1
35	山口	12	19		1	1
36	徳島	10	6	7	1	1
37	香川	7	26		1	1
38	愛媛	15	14		1	1
39	高知	7	8		2	2
40	福岡	23	21		1	1
41	佐賀	5	5		1	1
42	長崎	4	10		1	1
43	熊本	17	15		1	1
44	大分	12	30		1	1
45	宮崎	48	28		1	1
47	沖縄	10	23		1	1

	登録メンバ一数(人数)								
	社会福祉士会	弁護士会	その他						
合計	517	513	51						
平均	14	15	13						

有無
有無

5

質問2(1)①専門職チームのメンバーについて

	社会福祉士会	弁護士会	その他
支部	メンバー	メンバー	(名称) メンバー
青森	独立型社会福祉士	青森県弁護士会高齢者・障害 者の権利に関する委員会所属 の弁護士	
岩手	地域包括支援センター勤務の メンバーを中心に各ブロックご とに構成している。	高齢者・障がい者権利擁護委 員会所属メンバー	
宮城	活動実績のある人、対応できる人	活動実績のある人、対応でき る人	
山形	高齢者虐待対応委員会メン バー	高齢者・障害者委員会メン バー	
福島	虐待対応現任者研修修了者、ソーシャルワーク研修部会委員、その他チーム推薦エキスパート	虐待対応研修修了者	
群馬	独立型社会福祉士、地域包括 職員	高齢者委員会のメンバー	(司法書士会) リーガルサポートのメンバーの 中から
埼玉	地域包括支援センター経験者 ぱあとなあ登録者		
千葉	地域包括、社協、相談機関の 職員、ぱあとなぁのメンバーな ど	千葉県弁護士会 高齢者・障害者支援センターの メンバー	
新潟	地域包括支援センター職員など	高齢者・障害者の権利に関す る委員会委員	
富山	ぱあとなあ登録者を中心に、 病院SW、教育機関職員	障害者·高齢者権利擁護委員 会委員	
石川	地域包括支援センター勤務、 市町社会福祉協議会勤務など	金沢弁護士会の高齢者・障害 者支援センター所属弁護士	
福井	理事を中心に理事会で承認さ れたメンバー		
岐阜	ぱあとなあ関係、包括支援センター関係	弁護士で成年後見人関係	
静岡	高齢者虐待対応アドバイザー 研修修了者 等	高齢者・障害者総合支援センター運営委員会委員	
愛知	高齢者虐待対応委員会及び派 遣チーム登録者	高齢者、障がい者総合支援センター(アイズ)に登録している 弁護士	
三重	地域包括委員会・ぱあとなあ 委員で虐待防止アドバイザー もしくは現任研修修了者	障害者・高齢者支援プロジェク ト委員	
滋賀	ぱあとなあ会員	高齢者、障がい者支援セン ター委員	
大阪	相談センターSVメンバー(実動 は本部研修修了者中心でほぼ 半数)		
兵庫	地域包括支援センター勤務の 社会福祉士、ぱあとなあ加入 者、独立型社会福祉士、指定 居宅サービス事業者、介護保 険施設従事者、行政職		
奈良	困難事例対応専門職委員会 委員、高齢者虐待対応現任者 標準研修講師、ぱあとなあ会 員、地域包括支援センター支 援委員会委員等	高齢者・障害者支援センター運営委員会委員	

質問2(1)①専門職チームのメンバーについて

鳥取		ある者	司法書士等
島根	队年 俊兄養队研修 文 語名	個人事務所、法テラス、ひまわ り基金法律事務所	
岡山	岡山高齢者・障がい者権利擁 護ネットワーク(以下、岡山ネット懇)参加のぱあとなあ会員	岡山ネット懇参加の弁護士	
広島	専門職チーム登録要件を満た	障害者·高齢者委員会所属弁 護士	
ЩП	スーパーバイズ研修を受講し た会員	山口県弁護士会「高齢者障害 者権利擁護センター」の委員で ある者	
徳島	権利擁護センターぱあとなあ 徳島のメンバーを中心に構成	高齢者・障害者権利擁護委員 会の弁護士を中心に構成	(司法書士会) リーガルサポート徳島県支部 の司法書士
香川	権利擁護・地域生活支援関係 委員。これ以外に平成23年度 は地域包括支援センター社会 福祉士に協力委員を依頼し た。	高齢者・障害者支援センター運 営委員会委員	
愛媛	本会理事、独立型社会福祉 士、病院MSW、高齢者福祉施 設SW、ぱあとなあ登録者	等々	
高知	ぱあとなあ登録メンバー	高齢者・障がい者支援センター 委員	
福岡	地域包括支援センター支援委員会、高齢者虐待対応委員会、 ぱあとなあ登録者 等	高齢者·障害者委員会	
佐賀	本部虐待研修、指導者養成研 修修了者、権利擁護委員会委 員等	高齡者 障害者委員会 委員	
長崎	本部の研修を受けた会員	長崎県弁護士会高齢者·障害 者権利擁護委員会	
熊本	ぱあとなあ熊本、相談部会、地域包括支援センター支援委員	高齢者·障害者支援委員会	(司法書士会) リーガルサポート
大分	虐待对応委員会	高齢者障がい者の権利に関す る特別委員会	
宮崎	ぱあとなあのメンバー	高齢者・障害者委員会メン バー	
沖縄	主に成年後見・権利擁護委員会の委員	高齢者・障害者に関する権利 擁護特別委員会の委員の一 部及び、高齢者・障害者財産 管理権利擁護支援センターの 登録者の一部(10名程重複)	

質問2(1)②登録メンバーの研修、学習会等の概要

Colonia de la Sella de Cara de Colonia de Co	11 - 12 II - 15 - 17
	2か月に1回開催している。30分から1時間程度講義を行い、その後事例を提供し、弁護
青森	士・社福士がグループに分かれ、演習を行う。
10.11.1	最後に名刺交換と情報交換を行っている。
	·研修講師養成、研修会
福島	・チーム派遣、相談事例の報告
-	2011年9月9日、社会福祉士会の高齢者虐待対応現任者研修での科目1、2権利擁護と市
群馬	2011年9月9日、仕太徳仙上太の同即日度可刃心がは日明珍くの行日で、2種型が成立し
l	町村の責務について、社会福祉士会のPPTも使用して。
埼玉	毎年1回、社会福祉士会と弁護士会合同の研修会(講演と事例検討会)を開催している。
千葉	高齢者虐待対応ソーシャルワーク研修の講師などを通して学んでいる。
新潟	専門職チームに相談のあった実事例等をもとに、「高齢者の権利擁護にかかる事例への対
初為	応向上を図る」ため、事例検討会を毎年行っている。
富山	高齢者虐待対応の実際 ~専門チームの取り組み~
岩川	発足に先立ち2009年8月に、田村副会長、青木弁護士を講師として招き研修会を開催
н//	平成23年10月1日実施
静岡	・ 虐待対応の基本(講義)
門子[四]	・
_==	・一十一世子
三重	大阪府の虐待専門職チームの活動についてH21年度に研修を実施した。
	滋賀県虐待対応支援ネット運営委員会の企画で年1回社会福祉士・弁護士合同で行ってい
滋賀	る。前回は日本社会福祉士会帳票を用いて1日研修会を行った。次回は2012年2月25日合
	同研修会実施予定
1. pr	毎月相談センターSV会議を行っており、定期的に高齢者虐待対応事例に関する振り返り
大阪	検証を行っている。
	・各成年後見ネットワークごとの定例会で事例検討、研修会を行っている。
鳥取	・県が実施した高齢者虐待対応現任者研修(社会福祉士会の統一プログラムによるもの)
同な	の受講
白扣	設置当初は弁護士と社会福祉士で勉強会をしたが、現在は行っていない。
島根	設直当初は井護士と社会領性工で巡知会をしたが、処性はサブでいない。
l	2ヶ月に1回(18:00~20:00)左記のメンバーの他、今後専門職チームへの活動を希望する
岡山	専門職や社会福祉従事者のオブザーバーの参加も加え、20~30名で実施。毎回虐待事例
	2ケースをチームメンバーが発表して検討を行っている。
広島	平成22年度、23年度本会の高齢者虐待対応現任者標準研修、
四一	実践報告会 チーム派遣相談事例の報告
山口	県下を4圏域に分け、それぞれの圏域で研修会・勉強会を開催。
徳島	1回/月程度、中心メンバーで学習会を開催
por page	昨年度、高齢者虐待対応現任者標準研修を行う際、事前に演習キットを使用して学習会を
	開催した。(毎月1回開催している弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会時に
香川	
	開催。)
	・毎月第3水曜日に、事例検討会を行っている。内容は、シミュレーション形式によるケア会
愛媛	議等の模擬体験やチームによる派遣依頼事例の検討、派遣事例の報告と検証等を随時実
I	施。
	・チーム登録者研修会(年2回)
福岡	•福岡県高齢者虐待対応専門職員研修•受講
佐賀	事例検討会(弁護士会、社会福祉士会、地域包括支援センター等)平成19年から年3回開
	年3回~4回
長崎	
	県弁護士会と合同の勉強会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2,3ヶ月に一度、登録メンバーを対象に研修会を開催している。内容は専門職チームの対
熊本	応の流れ、虐待防止法について、介護保険制度とサービス内容について、精神疾患につい
	て、自立支援法の社会資源について、成年後見制度についての研修会を行っている。
1.7	両会での中央での研修会受講者企画による模擬演習を実施。2ヶ月に1回の事例検討会を
大分	実施。
宮崎	高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル研修
	本会主催の虐待対応専門研修アドバイザーコース受講者による伝達研修を2回実施のみ
沖縄	本女工催の作句が受け、「全」、「大田」、「中国による」は任何では、「中国大学ので

質問2(1)③両会の連絡会等の定期開催について

京城		
山形 2ヶ月に1回程度。社会福祉士会、弁護士会およびリーガルサポート山形支部と会議を閉している。 群馬 年に1~2回 境玉 2ヶ月に1回程度開催 千葉 字に1~2回 2ヶ月に1回程度開催 千葉 字に1~3回 2ヶ月に1回程度開催 千葉 中で必要な事項を協議している。 年3回 年3回 福井県社協が主催 毎日 福井県社協が主催 毎日 年に1~3回 福井県社協が主催 年に4回、3ヶ月に1回弁護士会館にて、社会福祉士8人くらいと弁護士7人くらい。夜6時~時30分位 年2回 合同研修会の際に、必要事項や研修の持ち方等を協議している。 ② 年6回程度 三重 ほぼ毎月定例会を開催している。 遠賀 2ヶ月に1回 大阪 年1回 大阪 年1回 大阪 年1回 大阪 年1回 2ヶ月に1回・大阪 年1回 大阪 年1回の総会を開化している。 急根 年1回の総会を開いている 第2ヶ月に1回、②の母体である岡山ホット懇の定例会を行っている。 本島 2ヶ月に1回 山口 年4回ばあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催。・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催。・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催。・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催。・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催。・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催。・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催。 本1回 月以上、とくしま辞ネットのコアメンバーで協議会としてまた、弁護士会の高齢者・障害者も残っと少の運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営管具会)を実施している。 毎月の・福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 テームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 年3回~4回 毎月1回、テーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約へ相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。	青森	3か月に1回程度を予定している。
山形 2ヶ月に1回程度。社会福祉士会、弁護士会およびリーガルサポート山形支部と会議を開している。 新1回/3ヶ月、運営委員会 群馬 年に1~2回 2ヶ月に1回程度開催 千葉 果木生惟する高齢者虐待対応専門職チームの報告会を3~4か月に1回行い、その中で必要な事項を協議している。 年3回 [福井 程度] 「一個 10 年 10	宮城	1回/2ヶ月
四部 している 約1回/3ヶ月、運営委員会 約1回/3ヶ月、運営委員会 第1回/3ヶ月、運営委員会 年に1~2回 埼玉 2ヶ月に1回程度開催 千葉県が主催する高齢者虐待対応専門職チームの報告会を3~4か月に1回行い、その中必要な事項を協議している。 年3回 「高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会」を開催している。 毎3回 「高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会」を開催している。 毎3回 福井県社協が主催 年に4回、3ヶ月に1回弁護士会館にて、社会福祉士8人くらいと弁護士7人くらい。夜6時~ 時間 合同研修会の際に、必要事項や研修の持ち方等を協議している。 年2回 合同研修会の際に、必要事項や研修の持ち方等を協議している。 年6回程度 三重 ほぼ毎月定例会を開催している。 2ヶ月に1回 大阪 年1回 定期的というわけではないが、協議案件が出た際は速やかにメンバーを招集して会議を行っている。 弁護士会と年に1~2回程度、協議の場を設けている 年1回 2の学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 2ヶ月に1回 ②の学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 2ヶ月に1回 第十 公司/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催。・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催。・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として 10/月 10/月、当会委員が参加する場合もある。 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 短機 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 毎月の事例検討会と対応チーム運営管理委員会と開催。市町村との契約でおりた後封を実施している。 年月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約で指数の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 4ヶ月1回、事例検討会と対応チーム運営について 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 2ヶ月に1回、第10年に対応を20年	.1.772	
福島 約1回/3ヶ月、運営委員会 群馬 年に1~2回 特馬 午に1~2回 東京 2ヶ月に1回程度開催 干薬 中で必要な事項を協議している。 年3回 「高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会」を開催している。 石川 概ね2ヶ月に1回実施。 福井県社協が主催 岐阜 年に4回、3ヶ月に1回弁護士会館にて、社会福祉士8人くらいと弁護士7人くらい。夜6時~時30分位 年2回 合同砂修会の際に、必要事項や研修の持ち方等を協議している。 愛知 年6回程度 重 ほぼ毎月定例会を開催している。 透賀 2か月に1回 大阪 年1回 大阪 年1回の総会を開いている。 発良 力能となる山口・弁護士会との連絡協議会を開催。 ・1回/月以上、とくしま終ネットのコアメンバーで協議会を開催。 ・1回/月以上、とくしま終ネットのコアメンバーで協議会を開催。 ・3回/年、行政・地域包括・隆書者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 ・3回/年、行政・地域包括・隆書者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 ・3回/年、育路者虐待対応専門職チーム運営協議会として また、弁護士会の高齢者虐待対応専門職チーム運営素員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 種月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 イ語の会議の高齢者を持対応チーム運営管理委員会)毎月1回 年3回~4回 毎月1回・デーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約や相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 4月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約や相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。	山形	
群馬 年に1~2回 埼玉 2ヶ月に1回程度開催 千葉 2ヶ月に1回程度開催 千葉 7葉県が主催する高齢者虐待対応専門職チームの報告会を3~4か月に1回行い、その中で必要な事項を協議している。 新潟 「高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会」を開催している。 福井 概ね2ヶ月に1回実施。 福井県社協が主催 岐阜 年に4回、3ヶ月に1回弁護士会館にて、社会福祉士8人くらいと弁護士7人くらい。夜6時~時30分位 静岡 合同研修会の際に、必要事項や研修の持ち方等を協議している。 毎知 年6回程度 三重 ほぼ毎月定例会を開催している。 選賀 2か月に1回 大阪 年1回 兵庫 定期的というわけではないが、協議案件が出た際は速やかにメンバーを招集して会議を 行っている。 奈良 弁護士会と年に1~2回程度、協議の場を設けている 島根 年1回の総会を開いている 島根 年1回の総会を開いている のの学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 2ヶ月に1回 中4回ばあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催。 ・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催。 ・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催。 ・1回/年、行政・地域包括・障害者相談会と開催。 ・1回/年、行政・地域包括・障害者相談で援事薬所等を含めた連絡会を開催 2回/年、育酸・地域包括・障害者相談で基事薬所等を含めた連絡会を開催 2回/年、育酸・自動者・障害者も援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加 する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 雇用の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 毎月1回、チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約へ 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に 向けた検討を実施している。 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について	福島	
埼玉 2ヶ月に1回程度開催 千葉 中が主催する高齢者虐待対応専門職チームの報告会を3~4か月に1回行い、その中で必要な事項を協議している。 年3回 「高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会」を開催している。 石川 概ね2ヶ月に1回実施。 福井 年2~3回 福井県社協が主催 岐阜 年に4回、3ヶ月に1回弁護士会館にて、社会福祉士8人くらいと弁護士7人くらい。夜6時~時30分位 中年2回 合同研修会の際に、必要事項や研修の持ち方等を協議している。 毎6回程度 にぼ毎月定例会を開催している。 滋賀 2か月に1回 大阪 年1回 大阪 年1回 定期的というわけではないが、協議案件が出た際は速やかにメンバーを招集して会議を行っている。 余良 弁護士会と年に1~2回程度、協議の場を設けている 島根 年1回の総会を開いている ・ 年1回の総会を開いている ・ 第2ヶ月に1回 ・ 1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催・3回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会と ・ 1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会と開催・3回/年、高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会としてまた、弁護士会の高齢者・障害者を援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 変媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 福岡 定例会(福岡高齢者虐待対応・一人運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約が 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 とク月に1回、事例検討会と対応チーム運営について		
一葉県が主催する高齢者虐待対応専門職チームの報告会を3~4か月に1回行い、その中で必要な事項を協議している。 年3回 「高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会」を開催している。 石川 概ね2ヶ月に1回実施。 福井 福井県社協が主催 岐阜 年に4回、3ヶ月に1回弁護士会館にて、社会福祉士8人くらいと弁護士7人くらい。夜6時~時30分位 年2回 合同研修会の際に、必要事項や研修の持ち方等を協議している。 愛知 年6回程度 三重 ほぼ毎月定例会を開催している。 滋賀 2ヶ月に1回 大阪 年1回 天庫 定期的というわけではないが、協議案件が出た際は速やかにメンバーを招集して会議を行っている。 条良 弁護士会と年に1~2回程度、協議の場を設けている 島根 年1回の総会を開いている のの学習会の低、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 なら、2ヶ月に1回 山口 年4回ばあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催 ・1回/耳、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年、育政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年、育政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年、育政・地域包括・障害者を援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 「定例会(福岡高齢者虐待対応専門職チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 デームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約代 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 とク月に1回、事例検討会と対応チーム運営について		A TO
中で必要な事項を協議している。 年3回		
新潟 年3回 「高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会」を開催している。 石川 概ね2ヶ月に1回実施。 福井 年2~3回 福井県社協が主催 岐阜 年に4回、3ヶ月に1回弁護士会館にて、社会福祉士8人くらいと弁護士7人くらい。夜6時~時30分位 静岡 年2回 合同研修会の際に、必要事項や研修の持ち方等を協議している。 愛知 年6回程度 三重 ほぼ毎月定例会を開催している。 滋賀 2か月に1回 大阪 年1回 実期的というわけではないが、協議案件が出た際は速やかにメンバーを招集して会議を行っている。 年1回 実期的というわけではないが、協議案件が出た際は速やかにメンバーを招集して会議を行っている。 全1回 (2の学習会の他、2ヶ月に1回、2の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 国山 (2の学習会の他、2ヶ月に1回、2の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。2ヶ月に1回 年4回ばあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催。 ・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催。・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催。 ・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催。・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催。 「1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催。 ・1回/月の、土後は大きの高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 福岡 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約代報本 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について	千葉	
「高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会」を開催している。 石川 概ね2ヶ月に1回実施。		
石川 概ね2ヶ月に1回実施。 福井 年2~3回 福井県社協が主催 中に4回、3ヶ月に1回弁護士会館にて、社会福祉士8人くらいと弁護士7人くらい。夜6時~時30分位 静岡 年2回 合同研修会の際に、必要事項や研修の持ち方等を協議している。 愛知 年6回程度 三重 ほぼ毎月定例会を開催している。 滋賀 2か月に1回 大阪 年1回 大阪 年1回 大阪 年1回 長庫 定期的というわけではないが、協議案件が出た際は速やかにメンバーを招集して会議を行っている。 奈良 弁護士会と年に1~2回程度、協議の場を設けている 毎根 年1回の総会を開いている 過根 年1回の総会を開いている の学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 2ヶ月に1回 山口 年4回ばあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催。 ・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催。・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として また、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 福岡 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約へ相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回	新潟	
福井 年2~3回 福井県社協が主催 年に4回、3ヶ月に1回弁護士会館にて、社会福祉士8人くらいと弁護士7人くらい。夜6時~時30分位 年2回 合同研修会の際に、必要事項や研修の持ち方等を協議している。 愛知 年6回程度 ほぼ毎月定例会を開催している。	7.11	
福井県社協が主催 中に4回、3ヶ月に1回弁護士会館にて、社会福祉士8人くらいと弁護士7人くらい。夜6時~時30分位 静岡 年2回 合同研修会の際に、必要事項や研修の持ち方等を協議している。 愛知 年6回程度 三重 ほぼ毎月定例会を開催している。 滋賀 2か月に1回 大阪 年1回 天庫 定期的というわけではないが、協議案件が出た際は速やかにメンバーを招集して会議を行っている。 奈良 弁護士会と年に1~2回程度、協議の場を設けている 島根 年1回の総会を開いている 同山 ②の学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 広島 2ヶ月に1回 山口 年4回ばあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催 ・1回/月以上、とくしま終ネットのコアメンバーで協議会を開催 ・3回/年、育跡・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 ・3回/年、高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として また、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 福岡 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約や構本 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について	121/11	
福井県社協か主権 中に4回、3ヶ月に1回弁護士会館にて、社会福祉士8人くらいと弁護士7人くらい。夜6時~時30分位 年2回 合同程度 合同程度 日の一会には毎月定例会を開催している。 登如 年6回程度 足が月に1回 大阪 年1回 大阪 年1回の総会を開いている。 会表 弁護士会と年に1~2回程度、協議の場を設けている 年1回の総会を開いている 四の学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 とヶ月に1回 中4回ばあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催 ・1回/月以上、とくしま辞ネットのコアメンバーで協議会を開催 ・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として また、弁護士会の高齢者・障害者も護会との連絡協議会として また、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約代 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 2ヶ月に1回 事例検討会と対応チーム運営について	福井	
時30分位 年2回 合同研修会の際に、必要事項や研修の持ち方等を協議している。 愛知 年6回程度 三重 ほぼ毎月定例会を開催している。 滋賀 2か月に1回 大阪 年1回 天庫 定期的というわけではないが、協議案件が出た際は速やかにメンバーを招集して会議を行っている。 条良 弁護士会と年に1~2回程度、協議の場を設けている 島根 年1回の総会を開いている 周山 ②の学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 広島 2ヶ月に1回 山口 年4回ばあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催。 ・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催 ・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として 番川 また、弁護士会の高齢者・障害者を援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 福岡 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 デームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約や構本 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンパーの活動活性化に向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について		個开泉社協か王惟
#30万位 年2回 合同研修会の際に、必要事項や研修の持ち方等を協議している。 愛知 年6回程度 三重 ほぼ毎月定例会を開催している。 滋賀 2か月に1回 大阪 年1回 天庫 定期的というわけではないが、協議案件が出た際は速やかにメンバーを招集して会議を行っている。 奈良 弁護士会と年に1~2回程度、協議の場を設けている 島根 年1回の総会を開いている 岡山 ②の学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 広島 2ヶ月に1回 山口 年4回ばあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催。 ・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催 ・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として 雷た、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 「定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 デームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約で 根本 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 と今月に1回、事例検討会と対応チーム運営について	岐阜	
# 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		
一日の10分割	静岡	
正重 ほぼ毎月定例会を開催している。		
送賀 2か月に1回 大阪 年1回 年1回 年1回 定期的というわけではないが、協議案件が出た際は速やかにメンバーを招集して会議を行っている。 条良 弁護士会と年に1~2回程度、協議の場を設けている 島根 年1回の総会を開いている 四山 ②の学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 広島 2ヶ月に1回 年4回ばあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催。 ・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催 ・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として また、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 「定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約や相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について		
大阪 年1回		
定期的というわけではないが、協議案件が出た際は速やかにメンバーを招集して会議を行っている。 奈良 弁護士会と年に1~2回程度、協議の場を設けている 島根 年1回の総会を開いている 岡山 ②の学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 広島 2ヶ月に1回 山口 年4回ばあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催。 ・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催。 ・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として 香川 吉た、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約や相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について		
行っている。 余良 弁護士会と年に1~2回程度、協議の場を設けている 島根 年1回の総会を開いている ②の学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 広島 2ヶ月に1回 年4回ばあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催。 ・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催 ・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として また、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 「室媛会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約や 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回	大阪	年1回
奈良 弁護士会と年に1~2回程度、協議の場を設けている 島根 年1回の総会を開いている 岡山 ②の学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 広島 2ヶ月に1回 山口 年4回ぱあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催。 ・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催 ・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として 香川 また、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 福岡 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約へ 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に 向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回	丘庫	定期的というわけではないが、協議案件が出た際は速やかにメンバーを招集して会議を
島根 年1回の総会を開いている 岡山 ②の学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 広島 2ヶ月に1回 山口 年4回ぱあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催。 ・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催。 ・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として また、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 福岡 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約で 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に 向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回	大/半	行っている。
 岡山 ②の学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。 広島 2ヶ月に1回 山口 年4回ぱあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催。 ・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として 香川 また、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 福岡 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約で 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回 	奈良	弁護士会と年に1~2回程度、協議の場を設けている
広島 2ヶ月に1回 山口 年4回ぱあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催。 ・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催 ・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として 香川 また、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 福岡 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約や 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回	島根	年1回の総会を開いている
山口 年4回ぱあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催。	岡山	②の学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。
□□ 年4回ぱあとなあ□□・弁護士会との連絡協議会を開催。	広島	2ヶ月に1回
徳島 ・1回/月以上、とくしま絆ネットのコアメンバーで協議会を開催 ・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として 香川 また、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 福岡 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約や能本 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回	山口	
13回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催 2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として また、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加 する場合もある。 要据 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 「運営委員会」を実施している。 「運営委員会」を実施している。 「運営委員会」を実施している。 「運営委員会」を実施している。 「運営委員会」を実施している。 「一ムの運営委員会」を 2ヶ月に1回開催 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に 向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 2ヶ月に1回		
2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として また、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加 する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 福岡 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に 向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回	偲島	
香川 また、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 福岡 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約や 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回		
する場合もある。 愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 福岡 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約や 能本 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回	香川	
愛媛 毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。 福岡 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約1 能本 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回		
福岡 定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回 佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約 能本 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に 向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回	愛展	
佐賀 チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催 長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約や 熊本 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に 向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回		
長崎 年3回~4回 毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約、 熊本 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に 向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回		
毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約や 熊本 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に 向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回		
熊本 相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回	工术品	
向けた検討を実施している。 大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回	能太	
大分 2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について 宮崎 2ヶ月に1回	原平	
宮崎 2ヶ月に1回	+//	
	沖繩	附月で用作している。

質問2(2)活動内容 ①専門相談及び専門相談員派遣活動

支部		都道府県との委		
4¤×	事業内容	契約主体	受託•契約料	実績(4月~9月
岩手	県が(財)岩手県長寿社会振 興財団に委託した事業(高齢 者総合支援センター運営事 業)内の権利擁護相談部門に おいて、会から助言者の派遣 を行っている。	(財)岩手県長 寿社会振興財 団	県の条例に基づ き支給(¥5700/時間) 月1回3時間	1件/月程度
群馬	高齢者虐待対応支援所事業	群馬県社会福 祉士会	1回 10,500円×2人	о円
千葉	①ケース会議等への派遣 ②市町村の主催する研修へ の講師派遣	①千葉県 ②各市町村	①30分2,500円 ②各市町村の規 定による	①3件 ②2件
新潟	新潟県高齢者権利擁護相談 支援事業	新潟県	829,000円	対応検討会① 専門職チーム派遣 ① 電話相談対応⑥
石川	2009~2010年度委託 2011年度から補助			
山梨	県社協が県から受託している 高齢者虐待専門相談員派遣	社会福祉士会	派遣1回毎	0
岐阜	高齢者虐待支援チーム	岐阜県	年10万円	3~4回の相談、 派遣
静岡	- 電話相談 - 専門職チーム派遣 - 事例検討	静岡県 社会福祉士会	年間370万円	相談 62件 派遣 1件 事例検討会 4回
愛知	契約はしていない			
三重	・地域権利擁護推進員研修会・高齢者虐待対応相談会	社会福祉士会	85万円	・6月22日行政担 当者・管理職向け 研修会・8月12日、22日、9 月14日行政・包括 現任職向け研修会
大阪	専門相談員派遣(契約市町 村以外の市町村)	両会	16,000	0回
兵庫	兵庫県高齢者虐待防止研修 事業(平成23年度事業)	兵庫県社会福 祉士会	8,375,000	
鳥取	高齢者の権利擁護相談支援 事業	各成年後見ネットワーク		ケース会議への担 当者派遣(4) 研修会への講師 派遣(1) 電話相談(5)
島根	権利擁護相談窓口設置支援 事業	島根県社会福 祉士会	1,237,000円	
広島	介護予防研修相談センターに 対して県が高齢者虐待相談 を委託。同センターの相談員 として個別ケース会議に派遣	介護予防相談 センターと各2 団体間の契約	弁護士15,000円 /1回 社会福祉士7,000 円/1回	8回(9事例)
山口	権利擁護等ネットワーク形成 支援事業	社士会	金1,360,000円	相談件数18件
香川	高齢者虐待防止推進事業	香川県	64万円	・運営協議会の開催 ・電話等による相談
愛媛	①「愛媛県高齢者虐待対応 職員養成講座」への講師派 遣 ②「愛媛県高齢者虐待防止 連携会議」への出席	①県社協と県 の委託契約 ②無し	①不明 ②無し	①9/12~13 ②毎年参加(チームから1名)
佐賀	研修事業(現任者、施設従事 者等向け)	当会		

質問2(2)活動内容 ①専門相談及び専門相談員派遣活動

熊本	能本県高齢者権利擁護研修	熊本県		H22.11、H23.1 H24.1(予定)
大分	高齢者権利擁護相談電話設 置事業		1,297,000円	
宮崎	高齢者虐待対応支援事業	県	100万円	ケース会議5件 電話相談13件
沖縄	沖縄県高齢者虐待対応力向 上事業	沖縄県社会福 祉協議会		O件

		市町村と	の委託契約		
支部	事業内容	契約主体	受託·契約料	実績(4月~9月 末)	契約市町 村数
宮城			30,000円		7
埼玉	8市町と契約	両会	1回 1万円	3市に5回 1回2名派遣	8
滋賀		両会と市の3者	両会で年52,500	4市	4
大阪	専門相談員派遣	両会	16,000 (一部遠方の市 町村は17,000円)	47回	14
兵庫	①神戸市 ②加東市	兵庫県社会福祉士会 祉士会 兵庫県弁護士	派遣ごとに謝礼を 支払う形態 ①10,000/1h ②30,000/2h ※共に交通費含	①延べ5回 ②チームとしては なし(昨年度の実 績はあり)	2
島根					6
岡山	市レベルでは15市と契約 一部町レベルでも契約	財団法人リー ガルエイド岡山	31,500円 緊急対応加算 一回につきプラス 15,750円	契約自治体では月 1回アドバイザーが 会議に出席	
広島	市町村高齢者虐待防止ネット ワーク委員会の委員として参 加し、必要に応じて個別ケー ス会議に招集される	自治体とそれ ぞれの2団体間 の契約	5,000円/1回	6回(10事例)	3
愛媛	本年度1町と契約	各市町	別紙派遣単価	2市町2事例のケ ア会議へのチーム 派遣	11市町 /20市町 中
福岡	個別契約、5回包括契約、10 回包括契約の3種類	弁護士会 社福士会 共同受託	個別31,500円 5回105,000円 10回210,000円	2009年32回 2010年26回 2011年13回	46
佐賀		3者契約	10~40万	事務局相談10件 程	5
熊本		市•町	人口2万人まで2 万円/年。 1万人ごとに1万 円加算		12
大分			1回21,000円	3回の派遣	3
宮崎		市	市の予算の範囲	相談1件 研修の講師	1
沖縄					0

質問2(2)活動内容 ①専門相談及び専門相談員派遣活動

- - 450		独自事業		
支部	事業内容	契約主体	受託·契約料	実績(4月~9月
青森	高齢者虐待の相談を受け付 けしている。			地域包括支援センターや事業所から 6件の相談あり。
山形	各市町村や地域包括支援センターからの相談依頼を受け、専門的見地から助言などを行っている。			
福島	①相談への対応と助言 ②個別ケース会議への出席 助言 ③研修会等への講師派遣			①0件 ②10月以降2件 ③前年度20件
富山	市町村との契約		これから契約で	d
石川	相談実績に応じて県が補助	石川県 石川県社会福 祉士会	予算額 1,042,000円	なし
福井	※県の事業への協力(高齢 者権利擁護対応専門職チー ム派遣事業)			不明
奈良	専門相談員派遣活動	なし	当面派遣料は無	3件
徳島	-隔月(偶数月)に権利擁護無料相談会を開催 -要請により事例検討会等に ネットワークのメンバーを派遣			
愛媛	「高齢者虐待対応現任者標準研修」(総合演習)を本会単独で実施			9月20日(火) 9/12~13の県社 協主宰同研修の 追加分
佐賀	社会福祉士会に事務局を設 置し、電話による個別相談を 位置づけ			
大分	権利擁護・成年後見セミナー	県社協との共 催		1回
沖縄	①高齢者虐待事例個別相談 会			①8/17開催 ②9/16開催

質問2(2)②派遣単価

		OCW 1	☆##	特記事項
		CSW	弁護士	一応左記の目安を示しているが、弁護士と社福士が同じ金
2	青森	15,000	10,000	額でよいか、市町村によって派遣の基準が違うなど、市町村からの質問・相談が多いので、市町村の基準に任せるので、予算化して欲しいことをお願いしている。
4	宮城	なし	20,000	
6	山形			特に決まりはなく、市町村の規定による。弁護士は2万円、 社会福祉士1万円、計3万円が通例のよう。
7	福島	15,750	15,750	
10	群馬	10,500	10,500	司法書士会も参加、福祉職と司法職のペアで行う
	埼玉	10,000		
12	千葉	2,500		30分あたり
15	新潟	5,000		半日以内
16	富山	20,000	20,000	チームとして1時間15,000円(社会福祉士と弁護士は同額の
	石川	7,500	7,500	派遣単価)
	福井	0.000		不明
19	山梨	6,000 6,000	12,000	
	岐阜 静岡	10,000	10,000	
	愛知	15,000	15,000	
	三重	10,000	10,000	2時間までのケース会議に対し社会福祉士・弁護士おのお の1万円+交通費
25	滋賀	12,600	12.600	交通費別途支給
	大阪	75,000	. 2,000	
	兵庫	21,000	21,000	基本的には、「21,000円/2h」としているが交通費の発生もあり、市町との調整を行っている。
29	奈良	交通費のみ	10,000	
31	鳥取			・面接相談(24,000円)、ケース会議派遣(27,000円)、研修会派遣(36,000円)・両者ともに同額の単価設定
32	島根	10,000		旅費は別払
33	岡山	10,000		その他の専門職も同額
	山口	10,000	10,000	
36	徳島			現在協議中
37	香川	5,000	10,000	現住協議中 訪問等により、交通費の必要な場合は、2,000円程度まで支 給
38	愛媛	15,000	15,000	護工とも/、別述派員(牧科川町の先足に奉うく/
	福岡	12,000		【社福士】 (個別契約)12,000円 (包括) 6,000円 【弁護士】 (個別契約)15,000円 (包括) 14,000円 包括契約が先に決定され、7:3の配分であったが、個別契 約が中心となり、報酬額も変更した。
41	佐賀	5,000	10,000	
L	長崎	18,000		※来所・電話相談に関わる単価(1時間あたり) 出張相談、ケース会議等への出席の場合30,000円/半日
43	熊本	10,000	10,000	(司法書士会)10,000。全て交通費、税込み。
44	大分	8,000		3千円の事務費
45	宮崎沖縄	10,000 8,000	10,000	 【出張相談1回】 弁護士11,000円、福祉士8,000円 【電話・来所相談1回】 弁護士5,500円、福祉士4,000円 その他追加・旅費有り
	合計(円)	362,850	354,350	
	平均(円)	12,959	13,124	P22

P22

質問2(3)専門職チームの評価

	11.実績有・評価	
-1- 1 0	有	·特記事項
支部	2.実績有·評価	7.17 心守快
	無	
		弁護士の意識は高いが、社福士・市町村の意識が低く、活用もされてい
青森	3	ない。
₽ ለጥ		専門職チームにたどり着く前の、虐待の認識・基準、委託型包括から市
		へ通報を上げる時などシステム的な問題が大きく、ケースそのものより体
岩手	2	
宮城	1	
山形	1	
福島	11	件数が少ないし、自己評価なので評価が難しいが、左記のように判断し
群馬	3	
埼玉	2	(カラベルー・) しょう Tra マンフン 左回が デオフ
千葉	1	終了後にアンケートを取っているが、毎回好評である。
新潟	2	- (a t a > ±1) 6h
富山	4	これから契約です
石川	3	実績については毎年それなりの件数になっているが、評価は不明
福井	4 -	天根に フレ゙ᢗは井上でイルよツの正数になり、レ゙のバ、計画はごが
山梨 岐阜	3 1	
	<u> </u>	派遣先の地域包括支援センターからの評価は高いが、行政の理解が得
静岡	4	派遣元の地域包括文族センダーがらの計画は同いが、行政の基件が同じに合い。
愛知	3	1-\v'0
发剂	3	件数は少ないが派遣された市町には派遣料を予算化したところもあり、
三重	1	活用している行政からは一定の評価を頂いている。
		設置は2年前にできたが細則・細部が弁護士会の中で合意が手間取り開
滋賀	4	始されたばかりである。
大阪	1	但し、直接受任を行っている為、本音はどうかわからない。
		実績はあるが、評価については不明。ただし、市町によっては複数回要
		請があるのも事実。
兵庫	4	事例検討会やセミナー等への派遣は少なくなく、契約はしていないが施
		設従事者による虐待への実績もあり。
奈良	1	各所で広報も行っているが認知度が低い
鳥取	3	
島根	1 1	
		契約自治体では月1回のケース会議を行っており、虐待対応についての
岡山	1	有効なアドバイスをもらっていると評価を得ている。
+ =	4	混乱している状況を整理してもらって大変良かったとの評価は得ているも
広島	1	のの、その後の虐待対応支援計画の実施につながらないこともある。
		実績は上がりつつあるが、評価は未定。
徳島	4	無料相談会を1回開催。地域包括の要請により、高齢者虐待事例検討会
		に社会福祉士・弁護士を派遣
余 山	1	市町によって認識に差がある。積極的に活用しようとしている市町もある
香川	<u> </u>	が、単独で解決できるとする町もある。
愛媛	4	契約市町から一定の評価は得ているが、未契約市町との新規契約が伸
		び悩んでいる
高知	3	
l		市町村との意見交換会を開催、概ね評価いただいているが、一方で、苦
福岡	1	情はないがチーム担当者の助言内容にばらつきが見られ、満足いただ
<u></u>		けない場合もあると聞いている。
佐賀	4	22年度2市町、23年度5市町のため、評価不可
長崎	4	現在のところ、まだ行政からの委託なし
熊本	3	評価は市町によって異なる。
大分	2	認知度が各市町村によってバラバラだが、今後県からの情報発信が可能した。これは大きる可能ははまる。
		能となるので拡大する可能性はある
宮崎	4	実績はあるが評価は聞いていない。
沖縄	3	
	13	1. 実績もあり、行政・地域包括支援センターから評価を得ている
┃ ┃結果	4	2. 実績はあるが、あまり評価されていない
和禾	9	3. 実績が上がらず、評価は未定
	10	4. その他 P23

質問2(4)チーム活用について都道府県・市町村の認識(複数回答)

					一ム治用について即進刑策・中町町の認識へ後数回日/
	括用の積	理解が乏	予算難 理解有、	その他	特記事項
北海			1		
青森		1	1		8月市町村へ高齢者虐待対応チームの説明会を行った。青森県・青森市 が予算化してくれることになった。が、他には動きがない。意義がわかって いない市町村も多い。
岩手				1	理解はあるが、高齢者総合支援センター事業としての理解に留まってい
<u>写城</u>	 			1	普通
山形		1		<u>*</u>	
福島			1		県は昨年までの市町村、地域包括支援センター対象の研修を全面カット。 また、福島県が東京電力第一原子力発電所災害によって、行政担当者が 十分に機能していない場面がある。また市町村庁舎が分散されている地 域もあり、高齢者虐待に対する取組は不十分である。
群馬	<u> </u>	1		<u> </u>	
<u>红网</u> 埼玉		1	1		
千葉	1	<u>'</u>	<u>'</u>		千葉県の場合は県庁が派遣費用を負担する為、市町村には特に費用負担はない。年末や年度末近くに利用が多い傾向が昨年見られた。
₩C 3E3	╂				担はない。十个で十尺不足へに何がかが、シャースにはなった。
<u>新潟</u> 富山		1		1	今年度、7市町村で1ケース分予算化していただいていますが、いつから始めるか市町村同士で様子をうかがっておられるようです。今年度中に1件、契約にこぎつけそうです。
石川	<u> </u>	1			
福井	1		\ <u>-</u>	1	県が委託事業を行っており、市町は取組んでいない
山梨	1	1	l	<u>'</u>	7/1/0 2/1/0 1
岐阜	1 1		1		気持ちは積極的であるが、現状維持がやっとである。
静岡	-			1	県の理解は高まっているが、市町の理解は得にくい。 事例検討会の場で、模擬的会議を実施するなど啓発に努めている。
悪化ロ	+	├	1		中門快門 女の物で、快流町 女政と大池 があることがらりのです。
愛知	1	1	+	_	市町により大きく評価や活用頻度が異なる。
三重 滋賀	.	ļI	1		県社協施策検討委員会等で市町への財政的支援を要望している
大阪	├ ─		1		宗社 励肥鬼快的安良公寺で同時、の対域的文版を文宝して
兵庫	1		1		派遣に要する費用での躊躇、地域包括支援センターとして依頼を求めるも 行政が渋るケースは少なくない。契約というスタイルに抵抗を持つ市町も 複数あり。県自体、単年度の事業計画しか立てておらず、継続的な体制作 りや啓発活動等に結び付きにくい。
奈良			1		幾つかの市町村にも折衝したが契約までには至らず、県へ弁護士会の担当者と共に陳情したが契約に関する予算は取れないとの見解であった。しかし、包括職員、行政担当職員への虐待対応標準研修については県との協働体制に持ち込むことができ、専門職チームのメンバーのイニシアチブにより開催された。
鳥取	1 1	1	-	1	十分な理解があるところとそうでない市町村の差が大きい
島根	1	_	<u> </u>	Τ΄	
岡山	1				活用につてはおおむね積極的にできているが、アドバイザーに判断を委ねる自治体も見受けられる。町村への設置はこれからの課題であるが、前向きな検討がなされているようである。
広島			1		①専門職チームを使うという考え方ではなく、個別ケース会議へ専門職チームに所属している弁護士と社会福祉士が派遣されるといった認識でとらえられている。 ②上記介護予防研修相談センターからの派遣については規模の小さな自治体では「県から派遣された専門家」という認識で捉えられている。 ③当該自治体の通常の虐待対応ではうまく機能しない部分(包括の認識が甘い、行政担当者が動かない等)にセンターの相談員派遣を使うことで、虐待対応を動かしていこうという使い方もされている。
ЩΠ	+	 		 	
徳島	 	'	+	1	
香川	-	1	<u> </u>		市町によって認識に差はある。来年度は、専門相談については、市町との直接契約になる予定。
		+	1 -		旧文大学によることに
愛媛	 	+	<u> </u>	-	
高知	+	-	-	-	チーム発足当初から契約している市町村は体制整備が進み、チームへの
福岡		1			支援要請が減ってきP2Aる。活用開始して間もない市町からの支援要請が

佐賀		1	1	虐待現任者(対応者)からは活用を望む声があるも、予算的に厳しい現状である。H24年度は、6市町予定。
長崎	1		1	
熊本	1	1		市町村により関心の差が大きい。
大分	1	1		中央研修に県の担当が今年初めて参加し、重要性を認識してくれているので県の協力が得られた。
宮崎			1	活用に消極的な行政が多い。 虐待ケースがあっても派遣要請がない。
沖縄	1	1		

The state of the s	9	活用に積極的な行政が増えている
, <u>-</u> ,	16	専門職チームについての理解が乏しい
谷計	17	理解はあるが、予算的に厳しい
	8	その他

質問2(5)専門職チームの課題

	メ 確ンバー	ディネート	キルアップ	事 務局 体制	働きかけ	特記事項	
青森	1			-Yenn	1	委託型の地域包括支援センターの社福士等の力が十分でなく、虐待対応の方法は知っているが、実際に動くことができない。地域包括支援センターの職員は対応チームの必要性を知っていても委託の法人、行政を説得できない。委託された法人では、市役所にものを言ってはいけないという所もある。 委託事業の中での権利擁護事業の拡充、派遣体制の整備が	
岩手	1	1	1	1	1	委託事業の中での権利擁護事業の拡充、派遣体制の整備が 最大の課題 <u>(岩手県は広いため、相談にすぐに対応できていな</u>)	
山形		1	1		1		
福島	1 1		1		1	事例・事案の件数が少ないので、対応スキルが上がらない。	
群馬 埼玉	1		1		1		
千葉		1	1	1		専門職チームのメンバーはほとんど有職者のため、派遣メン バーの調整が難しい。	
新潟				1	1		
富山			1	1			
石川 福井			1	1	1		
<u>備升</u>	1	1	<u> </u>	1			
山梨 岐阜 静岡		1	1	1	1		
静岡		1			1		
愛知 三重		1	1		1		
三重		1	1	1	1		
滋賀	1 1	1	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	依頼件数も増えてきているのでその都度調整ではなく、日時を	
大阪	1	1	1			午前と午後に分けて当番表を作っており、依頼が入った日に担 当者を派遣するシステムを作っている。	
兵庫	1		1	1		どうしても、研修以外の実際の派遣となるとメンバーが偏ってしまう。社会福祉士会、弁護士会ともに実動できるメンバー確保が課題。兵庫県の場合、エリアが広域であるにもかかわらず、満遍なくメンバーが地域にいる訳ではないため、1回の派遣で1日が潰れてしまうので業務調整も難しい。	
奈良	1	1	1				
鳥取	1	1	1	1		個別事案にチームを構成する際、緊急性があることが多いの で担当者が偏りがちになる。	
島根						市町村によってばらつきがあり、今年度は特に機能していない 市町村への強化と施設虐待防止について取り組んでいる(マニュアル作り)	
岡山	1	1	1	1	1	岡山ネット懇の取り組みであり、直接的な岡山県社会福祉士会 の取り組みではない。間接的にぱあとなあ岡山としてメンバー の推薦を行っている。	
広島						①混乱している状況を整理してもらって大変良かったとの評価は得ているものの、事後の対応の確認やフォローアップにつながっておらず、単発的な関与の限界も同時に感じられている。 ②個別ケース会議の日程調整に対応しやすい独立型社会福祉士が多用される傾向にあり、その他のメンバーの経験につながっていない。 ③相談に対応できる事務局体制がないため、上記センターからの依頼に基づく相談員派遣の形態を取らざるを得ない。 社会福祉士としては、地域包括の担当者も虐待対応を積み重	
山口				1		社会福祉士としては、地域されの担当者も虐待が心を積が至 ねている状況で、より質の高いアドバイスが求められていると 評価している。	
徳島					1	1 中晩に ナク新は7 天皇よど小から	
香川					1	実際に、すぐ動ける委員が少ない。 1 派遣メンバーの増加等、マンパワーの確保が直近の懸念事項	
愛媛 高知		1		1	+	1 派遣メンバーの増加等、マンバラーの確保が直近の総念事項 1 弁護士会・社会福祉士会双方の連携不足	
同知		1			1	17.188年五年五四年五五八八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	

福岡	1	1	1	1		社会福祉士会全体の問題であるが、担当理事への負担が重い。さらに市町村への助言ということで、アドバイスカの向上が常に欠かせない。
佐賀			1	1		
長崎	1			1	1	
熊本	1		1	1	1	
大分	1	1	1	1		派遣するメンバーの日程調整が困難。
宮崎		1	1		1	市町村との契約が進まない。
沖縄	1	1	1			市町村のニーズに合ったものに見直しが必要と思われる。

	19	登録メンバーの確保
	19	派遣メンバーのコーディネート
合計	27	登録メンバーのアドバイスカの向上
	21	事務局体制等
	23	都道府県、市町村に対する一層の働きかけが必要

質問3(1)専門職チームの対象の拡大について

		施設虐待への拡大
支部	1.取組中 2.取組希 望 3.検討希	特記事項
	望	
青森	4	
岩手	4	施設内虐待の調査等は県が行っており、直接そのことについて話し合ったことはな
宮城	1	
山形	4	
福島	3	社会福祉士会単独では、すでに虐待防止出前講座として、施設での職員研修等に
群馬	2	参加している
埼玉	1	
千葉	3	
新潟	1	
富山 石川	3	•
<u>12.//</u> 福井	3	
山梨	3	
岐阜	1	知的障害者施設、身体障害者施設に出向き、障害者虐待防止法の説明をしている。施設関係者が集まり、研修もしている。
静岡	3	る。他政策派者が未より、別修むしている。
愛知	7	
三重	1	活動の中ですでに活動した案件もある
滋賀	3	
大阪	1	
兵庫	1	キャリア形成訪問指導事業での研修実施、実際に1市からは要請があって派遣した。ただ、そのスキルについては両会での研修等には結びついていないため、今後の取り組みを具体的に行う必要あり。
奈良	3	
和歌山	3	
鳥取	2	1ネットワークは、手が回らない現状がある。
島根	1	
岡山	2	
広島 山口	3	
徳島	2	
香川		現在のところ、地域包括支援センターへの支援ということで、県より委託を受け事業を行っている。包括支援センターへの相談が養介護施設からのものなら、今でもその対応をしているところではある。
愛媛	4	
高知	3	
테디 VH		
福岡	3	本会での研修実施を機に進めたいと思う。日本社士会と日弁連協議に障害者虐 待への取り組みを含めていただきたい。既に開始しているならば情報をいただきた
福岡		待への取り組みを含めていただきたい。既に開始しているならば情報をいただきた
		待への取り組みを含めていただきたい。既に開始しているならば情報をいただきた 県から虐待防止研修の受託を受け、講師に登録者を派遣。
福岡佐賀	3	待への取り組みを含めていただきたい。既に開始しているならば情報をいただきた 県から虐待防止研修の受託を受け、講師に登録者を派遣。
福 佐 質	3	待への取り組みを含めていただきたい。既に開始しているならば情報をいただきた 県から虐待防止研修の受託を受け、講師に登録者を派遣。
福岡 佐賀 長崎 熊本	3 1 4 1 2	待への取り組みを含めていただきたい。既に開始しているならば情報をいただきた 県から虐待防止研修の受託を受け、講師に登録者を派遣。

	10 既に活動の対象に組み入れている
	7 その方向に賛成であり、事業化に取り組みたい
合計	14 まずは、両会で検討してみたい
	6 必要性は感じるが、当面そこまでは手が回らない
	0 今のところ必要性を感じない

P28

専門職チームの対象の拡大について

ner eminden en en en de committe est		障害分野への拡大
支部	1.取組中 2.取組希 望 3.検討希 望	特記事項
青森	2	事務局担当レベルで弁護士と取組み方について検討している。まず勉強会を開催 する予定である。
岩手	4	支部の中での調整が必要である。
宮城	1	実績あり
<u> 山形</u>	4	
福島	3	社会福祉士会へは働きかけがあった。弁護士会、司法書士会の担当者には理解
群馬	2	を得てもらっている
埼玉		□ ↓ △ ※ 記墨の大力でも 7 × ・ 大式暗電光電待の研修に力を入れたいとのこと
千葉		県も今後設置の方向であるが、まず障害者虐待の研修に力を入れたいとのこと
新潟	3	
富山 石川	3	
<u>石川</u> 福井	3	
山梨	3	·
岐阜	1	岐阜県福祉総合相談センターにおいてH24年度、障害者虐待防止法の研修を取 組もうと予定している。
静岡	3	
愛知	3	
三重	1	活動の中ですでに活動した案件もある
滋賀	2	
大阪	1	大阪市のみ現在契約している。(4月~9月 1件)
兵庫	4	特に社会福祉士会のメンバーでは、在宅及び施設虐待への対応で手いっぱいの 状態。支部としての方向性が、未だ見出せていない。
奈良	1	平成21年度より対象範囲を広げ名称を「困難事例対応専門職チーム」に変更した。既に障害者分野の相談の他、成年後見事案を含め、困難事例の解決に向けたアドバイスを行っている
和歌山	3	
鳥取		1ネットワークは、手が回らない現状がある。
島根		107.1.4. 1 388 145.51 ch 15.7
岡山		岡山ネット懇で検討中である。
広島_		3
山口 徳島		2
香川		県弁護士会では、高齢者・障害者支援委員会で対応しているように、障害者虐待に拡大するべきは当然のことと思っている。ただし、この委員会に所属する弁護士の中には障害者に対する理解は不足していると思われる面もあるので、適宜、研修会を開催すること等の必要性を感じている。
愛媛	1 7	1924 CM III 7 0 = 0 - 7 - 7 - 7 - 1
高知		3
福岡		チーム内で障害者虐待の勉強会を開始しており、県から研修受託を受け、弁護士 1 会にも協力を頂いている。
佐賀	,	3
長崎		4
熊本		3
大分		2
宮崎		議論が行われていない。 3 弁護士会より拡大賛成。多くの分野で虐待防止と救済が必要とコメント有り。
沖縄	1	31平護士会より弘天貧风。多くの分野で爲何防止と秋冱か必安とコノノト旬り。

	7 既に活動の対象に組み入れている
	8 その方向に賛成であり、事業化に取り組みたい
合計	16 まずは、両会で検討してみたい
	5 必要性は感じるが、当面そこまでは手が回らない
	0 今のところ必要性を感じない
Management and State Sta	P29

都道府県担当課への働きかけ

(2) 担当課人の働きかけ (2) 担当課人の働きかけ (2) 担当課人の働きかけ (2) 担当課人の働きかけ (2) 担当課人の働きかけ (2) 担当課人の働きかけ (2) 担当課人の (2) 担当 (2) 担当 (3) 担当 (4) 担待 (4) 担待	1	(VO Z 日 377 # #	への働きかけ
支部 2実施済 2実施済 2 表		(2)担国研	(への側さか)
3実施希 特記事項 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3		1.照会有	
	立 部	2.実施済	the construction
4.予定無	Z HIV	3.実施希	特記事項 制工
青森	1		
2		4.予定無	
2			
世形 4 福島 3	育森	1	
山形 4 福島 3 福島 1	<u></u>	7	
山形 4 福島 3 福島 1	石士		
福島 3 群馬 1	呂以		
群馬 1 埼玉 2 干薬 3 新潟 4 富山 2 石川 3 福井 3 山梨 ψ阜 1 静岡 4 愛知 3 三重 3 滋賀 大阪 1 兵庫 3 奈良 2 和歌山 3 鳥取 1 鳥取 1 島根 1 山口 1 徳島 3 ただし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講体類があった。 愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	山形		
群馬 1 埼玉 2 干薬 3 新潟 4 富山 2 石川 3 福井 3 山梨 ψ阜 1 静岡 4 愛知 3 三重 3 滋賀 大阪 1 兵庫 3 奈良 2 和歌山 3 鳥取 1 鳥取 1 島根 1 山口 1 徳島 3 ただし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講体類があった。 愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	福島	3	
埼玉 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	314 PE		
	拼质	1	
	埼玉	2	
富山 2 石川 3 福井 3 山梨 (岐阜 1 静岡 4 愛知 3 三重 3 滋賀 1 天庭 2 和歌山 3 島根 1 岡山 3 店根 1 山口 1 徳島 3 ただし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講依頼があった。 愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	工本		
富山 2 石川 3 福井 3 山梨 (岐阜 1 静岡 4 愛知 3 三重 3 滋賀 1 天庭 2 和歌山 3 島根 1 岡山 3 店根 1 山口 1 徳島 3 ただし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講依頼があった。 愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	元集		
石川 3 福井 3 山梨 岐阜 1 静岡 4 愛知 3 三重 3 滋賀 大阪 1 兵庫 3 ホス 1 日本 1 日	<u> </u>		
福井 3 山 収	量山		
福井 3 山型 岐阜 1 静岡 4 愛知 3 三重 3 法質 大阪 1 兵庫 3 ※良 2 和歌山 3 鳥取 1 島根 1 岡山 3 広島 1 山口 1 徳島 3 ※ ただし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講依頼があった。 愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 標本 4 大分 1 1 宮崎 1	石川		
岐阜	福井	3	
岐阜	山梨		
静岡 4 愛知 3 三重 3 滋賀 大阪 大阪 1 兵庫 3 奈良 2 和歌山 3 島根 1 岡山 3 広島 1 山口 1 徳島 3 大だし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・ 権利擁護指導者養成研修』について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講依頼があった。 愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 推本 4 大分 1 宮崎 1			
要知 3 三重 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	岐阜	1	
要知 3 三重 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			
三重 3 滋賀 大阪	静岡		
大阪	愛知		
大阪	三重	3	
大阪	滋賀		
兵庫 3 奈良 2 和歌山 3 鳥取 1 島根 1 岡山 3 広島 1 山口 1 徳島 3 ただし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講依頼があった。 愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	大阪	1	
奈良 2 和歌山 3 鳥取 1 園山 3 広島 1 山口 1 徳島 3 香川 ただし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・ 権利擁護指導者養成研修」について、専門聯チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講依頼があった。 愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 京崎 1	- NUX		
奈良 2 和歌山 3 鳥取 1 園也 3 広島 1 山口 1 徳島 3 香川 ただし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・ 権利擁護指導者養成研修」について、専門聯チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講依頼があった。 愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 京崎 1	丘庫	2	
和歌山 3 鳥取 1 島根 1 岡山 3 広島 1 山口 1 徳島 3 本だし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・ 権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管 理者経験者)に受講依頼があった。 愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	六件	١ ،	
和歌山 3 鳥取 1 島根 1 岡山 3 広島 1 山口 1 徳島 3 本だし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・ 権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管 理者経験者)に受講依頼があった。 愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1			
和歌山 3	l		
島取 1 島根 1 岡山 3 広島 1 山口 1 徳島 3 ただし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・ 権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講依頼があった。 愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	奈良	2	
島取 1 島根 1 岡山 3 広島 1 山口 1 徳島 3 ただし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・ 権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講依頼があった。 愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1			
島取 1 島根 1 岡山 3 広島 1 山口 1 徳島 3 ただし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・ 権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講依頼があった。 愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	和歌山	3	
田山 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1	皇取	1	
田山 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1	自坦	1	
広島 1 山口 1 徳島 3 本だし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講依頼があった。 愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	四山		
山口			
徳島 3			
香川ただし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講依頼があった。愛媛4高知4福岡2佐賀3長崎4熊本4大分1宮崎1			
香川ただし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講依頼があった。愛媛4高知4福岡2佐賀3長崎4熊本4大分1宮崎1	徳島	3	
香川 4 権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講依頼があった。 愛媛 4 高知 4			よれ、 見からは /社/ロオ社会行がよる主催の[亚成99年度陪寓老虎待時止。
愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	l		たたし、県からは、(任)日本任会倫征工会土催の「十成23平及陣古日戸付の山・
愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	杏川	4	権利擁護指導者養成研修」について、専門職ナームの当会会員(障害者が野・官
愛媛 4 高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1			理者経験者)に受講依頼があった。
高知 4 福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	Tel. 195		
福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	変媛		
福岡 2 佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	高知	4	
佐賀 3 長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1			
長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	領阿	1 2	
長崎 4 熊本 4 大分 1 宮崎 1	佐智	2	
熊本 4 大分 1 宮崎 1	巨战		
宮崎 1 1 1 1 1 1 1 1 1	松山		
宮崎 1 1 1 1 1 1 1 1 1	版本		
宮崎 1 1 1 1 1 1 1 1 1	大分		
沖縄 3	宮崎		
	沖縄	3	
	***************************************	William Service Servic	

Securiti de la companya de la compa	10 既に都道府県からの照会があった
스타	4 働きかけを実施した
合計	12 働きかけてみたい
	10 その予定はない

質問3(3)専門職チーム拡大について

	1.6. Eth. 1. A. o. ver Ehb. 1. ver. 1. A. 4.1. Lett. 1. A. 4.1. de Illand, L. o. Ellish 1. S. 1. 3. S. d
青森	弁護士会の意識は高いが、社福士会、県、市町村の認識が上がらない。
宮城	<u>必然性がある。</u>
行台	障害者分野への取り組みでは、私たち(弁護士会、社会福祉士会)でどこまで出来るのだろ
福島	うか、という不安と危惧を抱いている。
577 Am	都道府県での実施の方向性、段取りについて本部で一定の方針を示さないと支部によりば
愛知	らつきがでる。
	事務局体制に不安があり、派遣調整など課題は多い。
三重	障害担当課は一時期、活動を共にしていたが担当者の考え方でかかわりが変わるため調
	整が必要。
	业のです。 必要性は認識しているが、児童虐待も含めて領域ごとに分かれている現状を1つのまとまり
	にしてしまうと、現状の人数や実働状況を鑑みると現実的には厳しい。現在の在宅における
兵庫	虐待と施設における虐待とを1つの形にすることは現実性は高い。ただ、必然性はあっても
大件	障害者に対するチームの取り組みを現状のメンバーで行うことは無理がある。おそらく、
奈良	左記のように、既に障害分野等にも対応しているが、行政の理解が乏しく契約までには至ら
	ずジレンマを感じている。
鳥取	障害分野を区分する理由はないが、事務局体制の強化が必要。
岡山	これまでも求められれば障がい分野にも対応してきたが、今後さらに対応し得るスキルを高
77.	める必要がある。
	現在、香川県では、地域包括支援センターへの支援という枠組みの中で専門職チームが動
香川	いている。弁護士会とは協力体制にあり、県、市町からの要請があれば、拡大は可能であ
	ると思う。
愛媛	拡大していく方向性に理解はあるものの、契約市町の増加に伴い派遣依頼が増加しても、
乏坂	対応できるだけのマンパワーが不足している現状の為、対応できるか不安がある。
/a [교]	左記、障害者虐待への対応が緊張の課題と捉え、チーム登録者研修会も企画している。社
福岡	会福祉士会登録者は障害福祉に精通した者を登録し、準備を進めている。
熊本	チーム設立後、市町村との契約がまだ十分ではありません。契約市町からの相談件数も少
	なく、まずは契約市町が専門職チームを利用して頂けるように啓発していくところです。障害
	者虐待対応については、段階を踏みながら各会とも話し合いながら検討していきたいと考え
	ています。ただし、県からの要請次第では体制を急ぐ可能性もあります。
大分	県の担当課より協力依頼があっている。
<u> </u>	シアマン 二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十

質問4 設置に向けた検討状況等について

		(1)弁護士会	との連携	体制	771
支部	①双方の窓口担 当者	②定期的	②定期的な協議		
	1.決まっている 2.決まっていな	1.行っている 2.行っていない	(年	回)	1.ある 2.あまりない
北海道	1	1		1	2
秋田	2				1
栃木	2	2			2
東京	2	2			
神奈川	2	2			2
長野	1	2			1
和歌山	2	2			1
鹿児島		1			1

質問4(2)設置に向けた検討状況等について

	①合同の 話し合い の有無	②設置が進まなかった理由(複数回答)							
支部	1 14 2	明 両	登録 者等 の人	三一 ズが 不明	行政 から 協	その 他	特記事項		
11.32-34	2.70.0	会の	材難	<u> </u>	力難,	-			
北海道	1				1	1			
秋田	2			1					
栃木	2			1	1				
東京	2					1	東京都の場合は、既に都として「高齢者権利擁護支援センター」を設置しており、また対象とする人口も多く、広域行政単位ではなく、自治体単位での取り組みを推進しているため。		
神奈川	2					1			
長野	2		1	1					
和歌山	2		1						
鹿児島	1	a."		1					

合同0	D話し合いの有無
2	ある
6	ない
設置力	が進まなかった理由(複数回答)
0	意義がわからない、両会で一致しなかった
3	チーム登録者等の人材難
4	専門職チームのニーズが不明
2	行政の協力が得られない
3	その他

質問4(2)③専門職チーム設置について現在の検討状況等

北海道は、北海道高齢者虐待防止センターがあり、道社協いる。(北海道より道社会福祉協議会へ委託)また、2ヶ月1 北海道 討や研修を企画し、実施している。現地に専門職の派遣をめ、今後も引き続きアプローチをしていく予定である。弁護つ弁護士もいるため、少しでも前進するよう進めていきたし秋田県長寿社会振興財団にて1ヶ月に1回、権利擁護相談回は弁護士と社会福祉士、2ヶ月に1回は司法書士と社会社会により、在宅高齢者虐待などの相談に応じており、在宅高齢者虐待な	に1回の委員会時に事例検 行っている状況ではないた 士会内にも積極的意見を持い。 後を実施している。2ヶ月に1 福祉士で対応している。成
秋田県長寿社会振興財団にて1ヶ月に1回、権利擁護相談回は弁護士と社会福祉士、2ヶ月に1回は司法書士と社会	を実施している。2ヶ月に1 福祉士で対応している。成
部分的に担っていると考えている。 高齢者虐待の責任主体が市町村にあるという認識の高ま と考えています。	
弁護士会とのコンタクトも取れていない。 栃木県は成年後見人の主張申立が全国的に見て極端に 取り組みへの理解を得ることから地道に行っていくことが必 所と意見交換を行っている。	
東京都の場合は既に都として、自治体や地域包括支援セ 例検討、地域包括支援センター職員・管理職も含めた行政 等への研修プログラムを体系的に行う高齢者権利擁護支 東京 推進している。また、対象人口も多いため広域行政単位で 擁護センターの設置、及び地域包括支援センター、弁護士 士会等との連携構築の仕組みを推進している。そのため、 ての高齢者虐待対応チームの設置は現在検討していない	な職員、介護サービス事業者 援センターを設置して活動を はなく自治体単位での権利 会、司法書士会、社会福祉 広域的な社会福祉士会とし
神奈川 以前は設置していたことがありますが、現在は動きがない	
11月13日(水)に地域包括ケア活動支援委員会にて高齢者 討グループを立ち上げ、設置に向けて会議を行った。12月 へ非公式に設置について打診、必要性については弁護士 長野 担当者も興味を持っていただいている。 H24年1月から県、弁護士会と本格的に協議し、検討(準備 調査研究、モデル事業等を行い、H25年度に正式設置。チ て活動していきたいと考えている。	中に県、弁護士会の担当者会の同意を得ている。県の (記) 会員会を設置し、H24年度
ぱあとなあ鹿児島では、2ヶ月に1回弁護士会と成年後見等開催している。また、高齢者虐待対応専門職チームの在り委員会と共同で1昨年前から協議してきましたが、この1年鹿児島 ないところです。高齢者虐待対応について、各市町村にアりました。 今後は、社会福祉士会は権利擁護委員会を設置して、両にているところです。	り方についても地域包括支援 間協議がほとんど進んでい ンケートを実施したこともあ